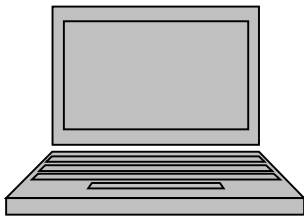


【確認資料の作成並びにその提出についてのお願い】

長崎県では、外形標準課税に係る申告内容の確認調査を円滑に進めるために、確定申告の際に課税標準を算定するための資料の作成並びにその提出をお願いしております。

別表5の3、別表5の4及び別表5の5の算定内容を補足します。

申告書に記載された内容と決算書の表示科目との関連について確認させていただく際に、第6号様式別表5の3（報酬給与額）、別表5の4（純支払利子）及び別表5の5（純支払賃借料）の記載内容だけでは、付加価値額の算定に関する情報が十分でない部分があります。そのため、大変恐縮ではございますが、別添の『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を、別表5の3、4、5に加えて作成し、ご提出くださいますよう、お願い申し上げます。



『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』は、長崎県ホームページ「申請書ダウンロードサービス（県税）」
<https://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationSearch.php>
からダウンロードしてご利用いただけます。

『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を作成並びに提出することが負担になられる法人の方

『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を作成するのは、負担が大きいとお考えの方は、貴社が独自でお作りになった外形標準課税の課税標準額を積算する資料（以下、「積算資料」と記します。）をご提出ください。

県がお願いしている資料と同様に、課税標準額の算定方法を補足するものであれば、どのような様式のものでも構いません。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（資料の作成並びに提出については、Q&A形式で記載していますので、ご覧ください。）

(Q&A)

Q1 どうして『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を作成並びに提出しなければならないのですか？

A 『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』には、

- ① 申告書別表の付加価値額に関する記載だけでは不十分な部分を補足する
- ② 決算書等の表示科目との間の整合性を確認する

という目的があり、長崎県において申告内容の確認調査を円滑に行うために、作成並びに提出をお願いするものです。

また、申告時に『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を作成していただくことで、実地確認をお願いする時期になってから申告内容を振り返るよりも、皆様の負担が軽くなると考えておりますので、ご理解のうえ、ご提出をお願い申し上げます。

Q2 『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』あるいは『積算資料』を提出しないとどうなるのですか？

A これらの資料は、任意でご提出いただくものですので、提出しないからといって罰則等が課されることはありません。

ただし、申告内容の確認調査を円滑に進めるために提出をお願いしている資料ですので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

Q3 『収益配分額算定内訳明細書（外形標準課税）』を提出すれば、実地確認を省略してもらえるのですか？

A 申告内容の実地確認は、すべての法人が対象ですので、原則として省略することはないものとお考え願います。

Q4 『積算資料』といったものを作成していないのですが・・・？

A 外形標準課税の付加価値額を算定するために、何らかの集計作業をなさっているものと思います。メモ書き・作業表のようなものでも構いません。大変恐縮ではありますが、提出について、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。